第五十一号）第五条第五項、特定農産加工業経営改善等臨時措置法（平成元年法律第六十五号）第六条第二項、獣医療法（平成四年法律第四十六号）第十五条第二項並びに家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成十一年法律第百十二号）第十一条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

次に掲げる政令の規定中「令和八年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

一　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令（平成二十三年政令第百三十二号）第一条第二項、第二条第二項、第三条第二項、第四条第二項、第五条第二項、第六条第二項、第七条第二項、第八条第二項、第九条第二項、第十条第二項、第十一条第二項、第十二条第二項、第十三条第二項、第十四条第二項、第十五条第二項及び第十六条第二項

二　東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令（平成二十三年政令第百三十六号）第四条から第九条まで

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

農林水産大臣　鈴木　憲和
内閣総理大臣　高市　早苗

海洋水産資源開発促進法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月二十七日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第六十三号

海洋水産資源開発促進法施行令の一部を改正する政令

内閣は、海洋水産資源開発促進法（昭和四十六年法律第六十号）第九条第一項各号及び第十二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

海洋水産資源開発促進法施行令（昭和四十六年政令第二百五号）の一部を次のように改正する。

第三条第六号中「第八号」を「第十号」に改め、同号を同条第九号とし、同条中第五号を第八号とし、第四号の次に次の三号を加える。

五　海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律（平成三十年法律第八十九号。以下「海洋再生可能エネルギー法」という。）第十三条第一項の許可を受けて行う同項第二号に掲げる行為（海底の形質の変更を伴うものに限る。）

六　海洋再生可能エネルギー法第十三条第一項の許可を受けて行う海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律施行令（平成三十一年政令第四十六号。以下「海洋再生可能エネルギー法施行令」という。）第四条第一号に掲げる行為

七　海洋再生可能エネルギー法施行令第三条に規定する行為（海底の形質の変更を伴うものに限る。）

第四条第一号中「行なう」を「行う」に改め、同条第八号中「行なう」を「行う」に改め、同号を同条第十号とし、同条第七号中「すでに」を「既に」に改め、同号を同条第九号とし、同条第六号を同条第八号とし、同条第五号中「行なう」を「行う」に改め、同号を同条第七号とし、同条第四号の次に次の二号を加える。

五　海洋再生可能エネルギー法第十三条第一項の許可を受けて行う同項第三号に掲げる行為（同項の許可を受けて行う同項第一号の占用を伴うものを含む。）

六　海洋再生可能エネルギー法施行令第三条に規定する行為（施設等の新設、改修又は増設を伴うものに限る。）

第六条中「すでに」を「既に」に改め、同条第二号ロ中「又はロ」を「からハまで」に改め、同号ロを同号ニとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　海洋再生可能エネルギー法第十三条第一項の許可を受けて行う同項第二号に掲げる行為

ハ　海洋再生可能エネルギー法施行令第三条に規定する行為（土石の採取又は除去を伴うものに限る。）

第六条第三号ロ中「第五号」を「第七号」に、「第八号」を「第十号」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イを同号ロとし、同号ロの前に次のように加える。

イ　海洋再生可能エネルギー法第四十条に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備の設置、維持管理又は撤去（施設等の新設、改修又は増設を伴うものに限る。）

附　則

この政令は、令和八年四月一日から施行する。

農林水産大臣　鈴木　憲和
内閣総理大臣　高市　早苗

公害健康被害の補償等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月二十七日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第六十四号

公害健康被害の補償等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）第二十六条第一項、第四十条第一項、第四十一条第一項、第五十四条第二項及び第百四十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

公害健康被害の補償等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百九十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「四万七千九百円」を「四万九千六百円」に改める。

第二十三条の表一の項中「三万九千六百円」を「四万八百円」に改め、同表二の項中「三万七千六百円」を「三万八千八百円」に改め、同表三の項及び四の項中「二万七千五百円」を「二万八千三百円」に改め、同表五の項中「二万五千五百円」を「二万六千三百円」に改める。

第二十四条中「七十二万三千円」を「七十七万九千円」に改める。

第三十四条第一号中「三十九円七十一銭」を「三十九円六十四銭」に改める。

別表第五の一の項中「千九百八十三円三銭」を「千九百八十一円八十一銭」に改め、同表の二の項中「千三百四十一円四十六銭」を「千三百四十円六十四銭」に改め、同表の三の項中「千二百二十四円八十一銭」を「千二百二十四円六銭」に改め、同表の四の項中「千百六十六円四十九銭」を「千百六十五円七十七銭」に改め、同表の五の項中「八百七十四円八十七銭」を「八百七十四円三十三銭」に改める。